

# 学校いじめ防止基本方針

秋田県立湯沢高等学校

## 1. 基本方針

本校職員は、基本理念に則り、在籍する生徒、保護者、地域住民、その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する。

### (1) 基本理念

いじめは絶対しない、絶対させない、絶対見逃さない

### (2) いじめの定義

当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

- ① 行為をした者（A）も対象となった者（B）も児童生徒であること
- ② AとBの間に一定の人間関係が存在すること
- ③ AがBに対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと
- ④ Bが心身の苦痛を感じていること

注 ・当該行為がいじめに当たるか否かの判断は、受けた側の立場に立って行う。  
・いじめに当たるか否かの判断は、個々ではなく組織で行う。  
・インターネット上での書き込み等、④が該当しないケースも適切に取り扱う。

## 2. 組織

学校	校長	指導決定・県教委連絡・外部対応
	教頭	情報管理・指導確認
	生徒指導主事・学年主任	連絡・調整・情報収集・保護者対応
	生徒指導部・担任	情報収集・生徒対応・保護者対応
	教育相談担当	情報収集・生徒対応
	養護教諭	情報収集・生徒対応
	学校医	支援協力
外部	S C	支援協力
	S S W	支援協力
	各種病院	支援協力
	警察	支援協力
	関係諸機関	支援協力

注 ・上記構成員の中から実情に応じて協力を依頼する。

### 3. 未然防止と早期発見

- (1) いじめはどの生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、「学校はいじめを絶対に許さない」という雰囲気を教職員がつくる。
- (2) 規律正しい態度で主体的に参加・活躍できる授業づくり、集団づくりを行う。
- (3) 集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係や校風をつくり、豊かな心を育成する。
- (4) コミュニケーション能力を養い、生徒自らがいじめを自分たちの問題として考え、心を通わせ話し合う機会をつくることのできるよう支援する。
- (5) 教職員の言動が生徒を傷つけたり、いじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払うとともに、保護者との信頼関係を築き、それぞれの役割と責任で、いじめの未然防止と早期発見に努める。

### 4. 「いじめ」への組織的対応

「いじめ相談」や「いじめの発見」があった場合には、知り得た教員が一人で抱え込まず、学校として組織的に対応する。

- (1) 「いじめ相談」への初期対応  
事実確認を待つことなく速やかに高校教育課へ「第一報（電話）」及び「文書」で報告する。
- (2) 指導・組織体制
  - ① 基本的に上記 2. の学校における組織が事実関係の確認に努め、情報を共有する。
  - ② 対策については、学校としての統一した方針をもって臨む。
  - ③ 随時、指導・支援体制に修正を加え、より適切な「組織」で対応する。
  - ④ 必要があれば、専門家や関係諸機関・団体と連携し、協力を得る。
- (3) 指導・支援の方法  
個人情報保護や生命・身体等の安全確保に努める。
  - ① いじめられた生徒に対しては、信頼できる人（友人・家族・教職員等）と連携し、寄り添い支える体制をつくる。
  - ② いじめた生徒に対しては、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわない力を付けさせる。
  - ③ はやしたてたり、おもしろがったりする生徒（観衆型）に対しては、いじめを積極的に是認し、いじめを促進する役割を担っていることを自覚させ、いじめをやめさせる行動をとるよう指導する。
  - ④ 見て見ないふりをする生徒（傍観者型）に対しては、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることができなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう指導する。
- (4) 関係保護者との連携  
つながりのある教職員を中心に、速やかに、関係生徒（加害、被害とも）の家庭訪問や保護者面談を行い、事実関係を伝えるとともに今後の学校との連携方法について話し合う。
- (5) その他の連携体制の構築  
必要があれば、専門家や関係諸機関・団体と連携し、協力、助言を得る。

## 5. 重大事態対応

- (1) いじめの疑いに関する情報  
情報を組織で収集し、記録・共有する。事実確認を行い設置者に報告する。
- (2) 重大事態の発生
  - ① 設置者へ重大事態の発生を報告
    - ア 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い。
    - イ 相当な期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い。
  - ② 設置者が調査の主体を判断
    - ア 学校が調査主体の場合  
設置者の指導・助言のもと対応に当たる。
    - イ 学校の設置者が調査主体の場合  
設置者の指示のもと、資料の提出など調査に協力する。

## 6. いじめの解消と再発防止

- (1) いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。
  - ① いじめに係る行為が止んでいること
  - ② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと
- (2) 解消後も相談しやすい関係を維持しながら見守ることで、再発防止に努める。  
また、取組状況の検証や職員研修などをおして、対策を見直していく。

### 秋田わか杉っ子いじめゼロに向けた五か条

- 一 私たちは、いじめが人権を侵害する許されない行為であることを理解し、絶対にいじめを行いません。
- 二 私たちは、いじめを見過ごさず、友人や信頼できる人と力を合わせて、いじめの根絶に向けて行動します。
- 三 私たちは、思いやりの心を大切にし、他人の喜びや心の痛みをその人の身になって感じたり考えたりします。
- 四 私たちは、一人一人の違いを認め、自分も相手もかけがえない存在として尊重します。
- 五 私たちは、生活習慣や文化、価値観の異なる人々とも積極的に交流し、社会を支える一人になります。

平成26年4月策定  
平成27年4月改訂  
平成28年4月改訂  
平成29年4月改訂